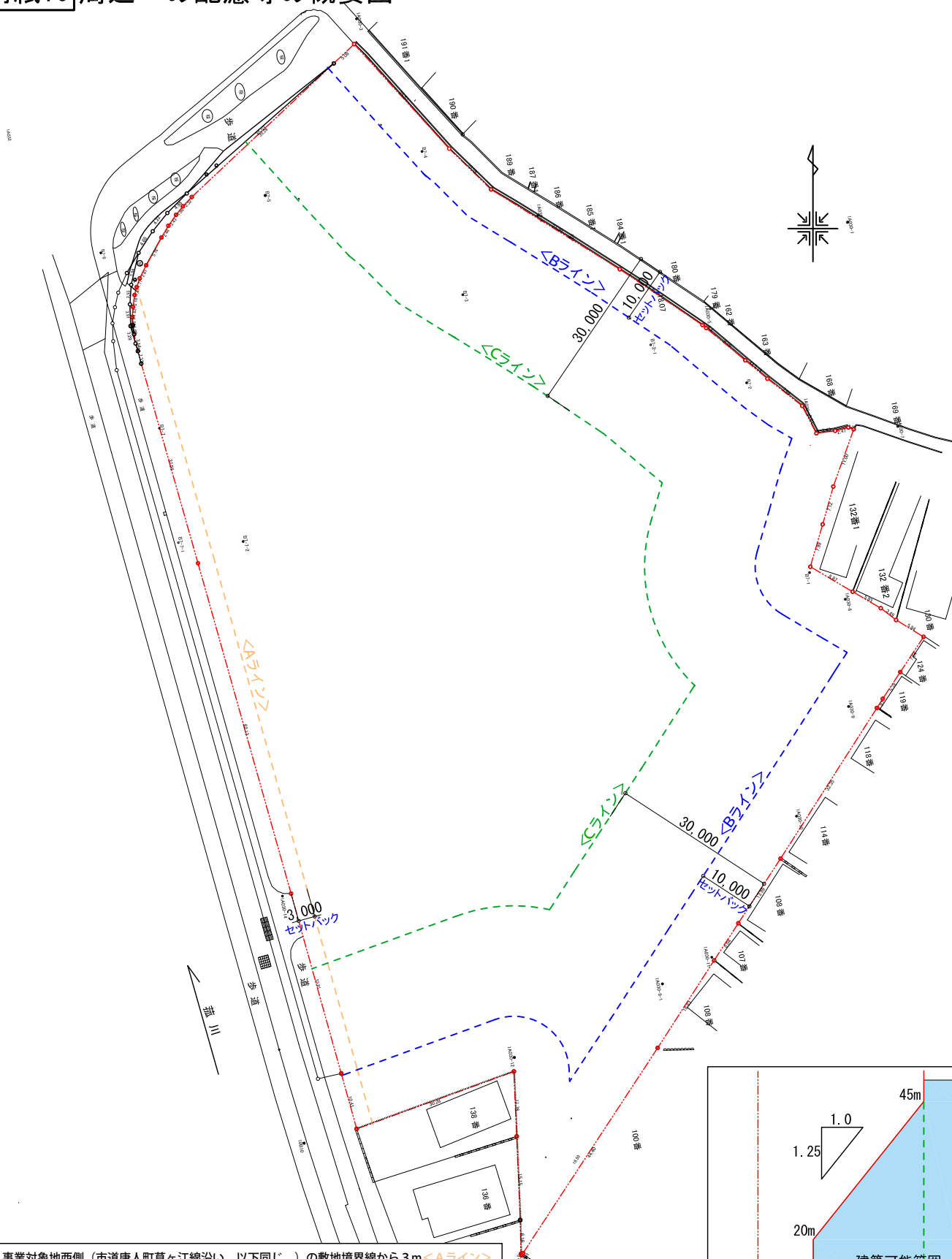
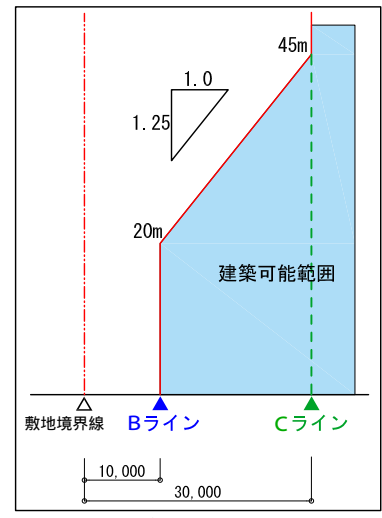


別紙10 周辺への配慮等の概要図



- ・事業対象地西側（市道唐人町草ヶ江線沿い。以下同じ。）の敷地境界線から3m<Aライン>の範囲には建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくはへいを建築できません。
- ・事業対象地東側（市道唐人町1229号線沿い。以下同じ。）及び事業対象地南側（民地隣接部分。以下同じ。）においては、敷地境界線（道路に接している場合は道路の反対側の境界線）から10m<Bライン>の範囲には建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくはへいを建築できません。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造で高さ3m以下の建築物は除きます。
- ・事業対象地東側及び事業対象地南側においては、敷地境界線（道路に接している場合は道路の反対側の境界線）から10mを起点として30m<Cライン>までの区間について、建築物の高さは建築基準法第56条第1項第二号と同等の隣地斜線制限（数値：1.25）以下とします。なお、セットバック等による緩和はできません。
- ・住宅を提案する場合は、住宅は分棟（棟間を空け、2棟以上とする）又は分節（2階以上の部分について空間を設けて分離する）することとします。なお、2階以上の部分が渡り廊下で繋がっている場合は分棟や分節となりません。



※これらの制限については、建築基準法や都市計画法などの法規制に加えて行うものであることに留意してください。
 ※【別紙9】歩行者空間の確保の概要図についても確認してください。
 ※【別紙11】分棟分節のイメージ図についても確認してください。